

## 住民監査請求の仕方について

Q1	住民監査請求ってなんですか？
----	----------------

地方自治法 242 条により、加茂市民の方が、監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じるよう求める制度です。

この制度の目的は、市民の方からの請求により、加茂市の財政面の適正な運営を確保し、市民全体の利益を守ることにあります。

Q2	監査請求の対象となるのはどのようなことですか？
----	-------------------------

監査請求することができるのは、次に掲げるような加茂市の財務会計上の行為についてです。

(1) 違法又は不当な

- ① 公金の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分
- ③ 契約（工事請負、購入など）の締結・履行
- ④ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

(2) 違法又は不当に

- ① 公金の賦課・徴収を怠る事実
- ② 財産の管理を怠る事実

上記（1）の行為が行われることが、相当の確実さで予測される場合も対象となります。

なお、上記行為のあった日又は終わった日から 1 年以上経過したときは、正当な理由がない限り請求することはできません。

1 年以上経過した事案について請求する際は、正当な理由について、請求書の中に記していただく必要があります。

Q3	1 年以上経過しても監査請求できる「正当な理由」とは何ですか？
----	---------------------------------

次の3つの要件をすべて満たすことが必要です。（昭 63.4.22 最高）

- 1 請求の対象となる行為が秘密裡に行われたものであること。
- 2 その行為を相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて、その行為を知ることができなかったと言えること。
- 3 その行為を知ってから相当な期間内に監査請求していること。
  - ・「相当な期間内」がどの位の期間なのかは、それぞれの事案により判断されます。
  - ・1 年以上経過した事案について請求する際は、正当な理由について、請求書の中に記していただく必要があります。

Q4

監査請求は誰ができるのですか？

監査請求できるのは、加茂市に住所を有する方です。  
個人、法人を問いません。

Q5

監査請求書はどのように作成したらよいのでしょうか？

請求書の様式及び記入例は、次のとおりです。

加茂市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員に対する) 措置請求の要旨

1 請求の要旨

\* 次の事項について記載してください。

- ・ 誰が (請求の対象職員)
- ・ いつ、どのような財務会計行為を行っているのか
- ・ その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・ その結果どのような損害が市に生じているのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者

住所

氏名 (自 署 )

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

加茂市監査委員 (あて)

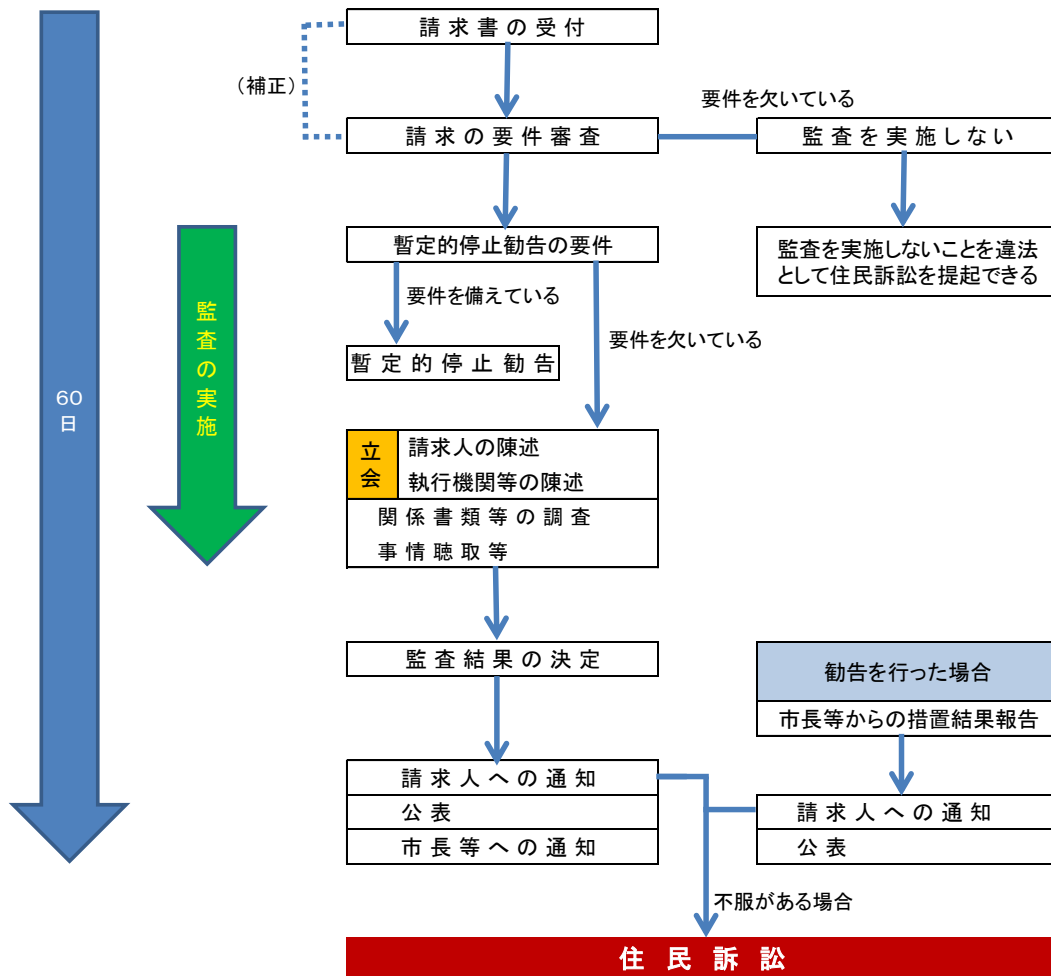
(注) 1 縦書きでも差し支えありません。

2 事実証明書の例としては、行政文書公開請求により公開を受けた文書の写し、  
新聞記事の写しなどです。

詳しくは、地方自治法第 242 条、地方自治法施行令第 172 条及び地方自治法施行規則  
第 13 条をご覧ください。

Q6 監査請求の手続はどうなっていますか？

次のような流れになります。



※要件審査は、監査請求の対象事項が市の財務会計上の行為であるか否か、財務会計上の行為が違法又は不当であるという理由が示されているかなどについて行います。

※「監査を実施しない」とは、訴訟上の「却下」に該当するものです。

※住民訴訟については、出訴期間が定められています。（地方自治法第242条の2）  
Q8をご覧ください。

Q7 監査請求の書面はどこに提出すればいいのですか？

請求書は、加茂市監査委員事務局まで直接書面を持参するか、又は郵送してください。

担当	加茂市監査委員事務局
住所	〒959-1392 加茂市幸町二丁目3番5号（市役所4階）
電話	0256-52-0080（内線：430）
E-mail	kansa@city.kamo.niigata.jp

Q8

請求の結果に不服がある場合には、どうしたらいいのですか？

住民訴訟を提起して争うことができます。

住民訴訟を提起できる場合とその期間は次のとおりです。

■ 監査結果に不服がある場合

監査の結果の通知を受け取ってから30日以内

■ 勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合

措置結果の通知を受け取ってから30日以内

■ 勧告に対する措置が行われなことを不服とする場合

措置期限の日から30日以内

■ 請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合

60日を経過した日から30日以内

■ 監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合

却下の通知を受け取ってから30日以内